

令和5年9月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年9月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（17名）

1番	玉 造 一 雄	3番	山 中 悦 朗
5番	宮 本 清 美	6番	坂 本 正 行
7番	鈴 木 茂	8番	池 田 勇
9番	境 政 一	10番	大 塚 徹
11番	石 津 昭 彦	12番	原 範 子
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	19番	國府田 代治郎
20番	吉 川 弘		

欠席委員（2名）

2番	安 藤 和 利	13番	池 田 治 和
----	---------	-----	---------

事務局職員（4名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
係 長	野 田 翼 子	主 幹	大 川 泰 裕

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第4号 制限除外の農地の移動届について
報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時30分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は17名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年9月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に1番玉造一雄委員、3番山中悦朗委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第4号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権の移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は米とピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明でございますが、私の担当地区でございますので、隣接委員の高橋委員に説明をお願いいたします。18番高橋克美委員。

18番 はい、18番高橋です。内容については事務局の説明のとおりでございます。

ます。譲受人は第3条の要件に満たしておりますので、問題ないかと思
います。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいた
します。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借
権の設定について、番号1ないし番号3を関連ですので一括議題といた
します。本案件について、1番玉造一雄委員及び15番溝口竜生委員は、
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「農業委員
会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事
項については、その議事に参与することができない」と定められてお
りますので、審議終了まで退席をお願いします。

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規
定による許可(2)賃借権の設定、番号1ないし番号3について関連とい
うことで一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする
番号1ないし番号3の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、
議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため賃借権
の設定により申請地を賃借するものであり、賃借人が所有する農機
具は、トラクター2台で農作業に従事する日数は年間208日、耕作計
画はタマネギ、ピーマン、イモ類です。以上でございます。

議 長 次に、隣接委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。9月15日に現地調査を行いました。申請
内容については事務局の説明のとおりです。経営拡張ということで、
隣接委員としては異議ございません。皆様の更なる審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。ここで、議事参与
の制限を解除し、玉造委員及び溝口委員の着席を認めます。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についてを議題といた
します。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号、農地法第4条の規定による許
可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2
号の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでござ
います。転用の目的は、共同住宅の建築に伴う申請となっております。以
上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。1番玉造一雄委員。

1番 はい、1番玉造です。先日、現地を確認してまいりました。内容につき
ましては事務局の説明のとおりです。共同住宅の建築ということで、問題
ないかと思いますが、更なる皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可についてを議題といた
します。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は長屋住宅の建築ということで、使用貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。9月7日に現地調査を行いました。申請内容は、事務局の説明のとおりでございます。申請地は、長年耕作をしておらず、周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第4号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題いたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第4号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は9月22日金曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の田内委員、事務局2名と私の6名で行いました。番号1須田地内の農地の状況は、すでに建物が建っており非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号4の調査にあたっては、9月7日木曜日、調査委員は吉川会長、農地副部会長の代理で大塚委員、担当地区委員の國府田委員、鈴木委員、事務局2名と私の7名で行いました。また、番号5の調査につきましては、議案第4号と同様に行いました。最初に、法務局照会番号1奥野谷地内の農地は、現地を確認しましたが、場所が特定できませんでした。次に、番号2及び番号3太田地内の農地の状況は、高草等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4太田地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号5平泉東地内の農地の状況は、すでに建物が建っており非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、制限除外の農地の移動届について、報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年8月14日に届出があった為受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年8月21日に届出があった為受理しております。次に、報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者

及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年8月30日に届出があった為受理しております。次に、報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年8月25日に届出があった為受理しております。次に、報告第2号、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年8月29日に届出があった為受理しております。続きまして、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年8月17日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、制限除外の農地の移動届について事務局よりご報告いたします。報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年9月4日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。続きまして、報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和5年8月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による一時転用許可申請について、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和5年9月19日の第90回農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年9月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後3時51分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人